

募集 パブリックコメント 皆さんのご意見を募集します

★地域福祉課 ☎ 25- 1 1 4 2

市では、住み慣れた地域の中でお互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、「ふくしの杜ほんじょうプラン21（第2期本庄市地域福祉計画）」の策定を進めています。

この度、計画(案)がまとまりましたので、皆さんのご意見を募集します。

- 計画名 ふくしの杜ほんじょうプラン21（第2期本庄市地域福祉計画）（案）
- 閲覧・意見募集期間 2月1日(金)～3月4日(月)
- 対象（次のいずれか）
 - ・市内在住・在勤・在学者
 - ・市内に事務所又は事業所を有する個人・法人・その他団体
 - ・市税の納税義務者
 - ・この事案の利害関係者
- 閲覧場所 地域福祉課（市役所1階）、総務課（アスパこだま内）、市民活動推進課（はにぼんプラ

- ザ内）、図書館（本館・児玉分館）
- 閲覧時間 各閲覧場所の開庁・開館時間
※市ホームページでもご覧になれます。
- 意見の提出方法 所定の用紙（各閲覧場所で配付又は市ホームページからダウンロード）に必要事項を記入のうえ、直接又は郵送、ファックス、電子メールで下記へ
- 提出先
 - 郵送 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3
本庄市役所地域福祉課
 - ファックス 23-1963
 - メール fukusi@city.honjo.lg.jp
- 意見の取扱い
 - ・意見に対する考え方及び修正案は、内容を公表します。
 - ・類似の意見は取りまとめて公表します。
 - ・住所・氏名等は公表しません。
 - ・意見に対する個別の回答はしません。

募集 広報ほんじょう・市ホームページに 広告を掲載しませんか

★広報課 ☎ 25- 1 1 5 5

毎月32,500部発行の広報ほんじょうと毎月6万アクセスのある市ホームページに広告を掲載して、企業・商店のPRをしませんか。

①広報ほんじょう（毎月1日発行）

- 募集期間 3月1日(金)まで（必着）
- 掲載位置 暮らしの情報Stationのページ最下段
- 募集枠数 10枠
- 枠の大きさ おおむね縦52mm×横86mm
- 刷色 単色（黒）
- 広告料 3号分30,000円
- 掲載期間 4月～6月

※3号単位で2020年3月号までの申し込みも可能です（最長12号分）。

②本庄市ホームページ

- 募集期間 掲載希望月の1か月前まで随時募集
- 掲載位置 市ホームページトップページの最下段（市ホームページ右上に1枠ランダム表示）
- 枠の大きさ 上下50ピクセル×左右150ピクセル
- 広告料 月額11,000円（長期割引有り）

- 掲載期間 1か月単位（最長12か月）
 - 【①②共通】
 - 申込
 - 次の書類を郵送又は直接下記へ提出してください。
 - ・有料広告掲載申込書（広報課で配布又は市ホームページからダウンロードしたもの）
 - ・広告の原稿（電子データ）
 - ・業務内容などがわかる書類（パンフレット等）
 - ・前年度分の市町村民税の納税証明書（申込者が市外の場合）
 - 郵送先 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3
本庄市役所広報課
 - 注意事項
 - ・内容によっては掲載できない場合があります。
 - ・応募多数の場合は抽選等により掲載を決定します。
 - ・広告の掲載された広報ほんじょうは、PDFデータとして市ホームページ等で公開されます。
- ※詳しくは、「本庄市有料広告事業取扱要綱」及び「広報ほんじょう広告掲載基準」をご覧ください。広報課（市役所3階）及び市ホームページで閲覧できます。

▶申告手続きにはマイナンバーが必要です

◎本人申告の場合

マイナンバーカードをお持ちの人
マイナンバーカードだけで本人確認（番号確認と身元確認）が可能

マイナンバーカードをお持ちでない人	
番号確認書類	身元確認書類
《本人のマイナンバーを確認できる書類》 ●通知カード ●住民票の写し（マイナンバー入りのものに限る） などのうちいずれか1つ	《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》 ●運転免許証 ●パスポート ●在留カード ●障害者手帳 ●公的医療保険の被保険者証 などのうちいずれか1つ

◎代理人申告の場合

代理権の確認書類	代理人の身元確認書類	本人の番号確認書類
●委任状 ●本人のマイナンバーカード ●本人の公的医療保険の被保険者証 などのうちいずれか1つ	●マイナンバーカード ●運転免許証 ●パスポート ●障害者手帳 ●公的医療保険の被保険者証 などのうちいずれか1つ	●マイナンバーカード又はその写し ●通知カード又はその写し ●住民票の写し又はその写し（マイナンバー入りのものに限る） などのうちいずれか1つ

本庄税務署からのお知らせ

★本庄税務署 ☎ 22- 2 1 1 1 (自動音声案内)

■本庄税務署に所得税・個人消費税の確定申告会場を開設します

期間 2月18日(月)～3月15日(金)（土・日除く）

受付時間 午前8時30分～午後4時

相談時間 午前9時～

申告書の作成の際はお早めにお越しください。複雑な相談内容は午後3時頃までにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

■確定申告にはe-Taxをご利用ください

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して自宅等で確定申告書が作成できます。作成した申告書はe-Taxで送信するか、印刷して書面を本庄税務署に送付してください（3月15日(金)消印有効）。

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際、IDとパスワードを入力すればe-Taxで申告できます。

〈e-Tax・確定申告書等作成コーナーの操作についてのお問合せ〉
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎0570-01-5901

受付日時 月曜日～金曜日（休日を除く）
2月17日(日)・24日(日)・3月3日(日)・10日(日) 午前9時～午後8時

▶申告日程表

受付時間：午前9時～正午、午後1時～4時

月	日	曜日	地区	会場
2	14	木	長浜町、鍛冶町、上町、下町	アスパこだま
	15	金	仲町、新町、連雀町、本町、本泉全域	
	18	月	第一金屋、第二金屋、第三金屋	
	19	火	長沖、高柳、飯倉、宮内、塩谷、保木野、田端	
	20	水	児玉南、秋山、風洞、東小平、西小平	
	21	木	中央、本庄	
	22	金	南、前原、緑	
	25	月	東台、住居表示外（照若町・本町・台町・諏訪町）	
3	26	火	日の出	市役所6階大会議室
	27	水	朝日町、五十子、早稲田の杜、東富田、今井	
	28	木	四季の里、北堀、西五十子、東五十子、四方田	
	1	金	銀座、寿、けや木、栗崎	
	3	日	市内全域	
	4	月	鶴森、傍示堂、小和瀬、宮戸、堀田、滝瀬	
	5	火	牧西、仁手、下仁手、久々宇、田中、上仁手	
	6	水	都島、山王堂、沼和田、万年寺、杉山、新井、三友	
3	7	木	千代田、見福	市役所6階大会議室
	8	金	小島南、下野堂	
	11	月	駅南、共栄全域、下真下、上真下、吉田林、高関	
	12	火	柏、栄	
	13	水	若泉、小島	
3	14	木	西富田、蛭川、入浅見、下浅見	市役所6階大会議室
	15	金	市内全域	